# Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】2026年7月30日現在

| ～2026年7月29日 | 2026年7月30日～ |
|---|---|

## Smart Data Platformサービス利用規約　別冊(ネットワーク)

別紙6　統合ネットワーク/関連サービス提供条件等

1　（略）

2　各メニュー等の提供条件等

(1)　docomo business RINK セキュアドWAN

A　提供条件等

(A)　（略）

(B)　共通的な提供条件

a～y　（略）

z　トラフィックデータ

当社は、契約者のdocomo business RINK セキュアドWANの利用におけるトラフィックデータ（IPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等）の把握・分析を行い、契約者のご利用状況における課題解決に向けて、以下の提案等をする場合があります。

(a)～(b)　（略）

(C)　docomo business RINK セキュアドWANのメニュー等

a　この別紙により提供するdocomo business RINK セキュアドWANのメニュー及びオプションは、次表のとおりとします。

なお、オプションとは、docomo business RINK セキュアドWANの付加機能又はdocomo business RINK セキュアドWANに附帯するサービスをいいます。以下、この別紙6において同じとします。

| メニュー及びオプション | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （略） | （略） | | （略） | （略） |
| オプション | （略） | | | |
| | WANセキ | 脅威検知 | | |

## Smart Data Platformサービス利用規約　別冊(ネットワーク)

別紙6　統合ネットワーク/関連サービス提供条件等

1　（略）

2　各メニュー等の提供条件等

(1)　docomo business RINK セキュアドWAN

A　提供条件等

(A)　（略）

(B)　共通的な提供条件

a～y　（略）

z　トラフィックデータ

当社は、契約者のdocomo business RINK セキュアドWANの利用におけるトラフィックデータ（IPアドレス、ポート番号、プロトコル及びアプリケーション層のデータ等をいいます。以下(1)「docomo business RINK セキュアドWAN」において同じとします。）の把握・分析を行い、契約者のご利用状況における課題解決に向けて、以下の提案等をする場合があります。

(a)～(b)　（略）

(C)　docomo business RINK セキュアドWANのメニュー等

a　この別紙により提供するdocomo business RINK セキュアドWANのメニュー及びオプションは、次表のとおりとします。

なお、オプションとは、docomo business RINK セキュアドWANの付加機能又はdocomo business RINK セキュアドWANに附帯するサービスをいいます。以下、この別紙6において同じとします。

| メニュー及びオプション | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （略） | （略） | | （略） | （略） |
| オプション | （略） | | | |
| | WANセキ | 脅威検知 | | |

# Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】2026年7月30日現在

| ～2026年7月29日 | 2026年7月30日～ |
|---|---|
| ユリティ<br>フローコレクター<br>ふるまい検知<br>セキュリティヘルプデスク<br>（略） | ユリティ<br>脅威情報共有<br>フローコレクター<br>ふるまい検知<br>セキュリティヘルプデスク<br>（略） |
| b～x （略） | b～x （略） |
| y トラフィックレポート（フロー分析）には、次の提供条件があります。<br>(a) （略）<br>(b) 契約者は、トラフィックレポート（フロー分析）で利用するフローデータの生成にあたり、当社による契約者の通信に係るトラフィックデータ（IPアドレス、ポート番号、プロトコル及びアプリケーション層のデータ等とします。）の取得について、あらかじめ包括的に同意するものとします。<br>(c)～(o) （略） | y トラフィックレポート（フロー分析）には、次の提供条件があります。<br>(a) （略）<br>(b) 契約者は、トラフィックレポート（フロー分析）で利用するフローデータの生成にあたり、当社による契約者の通信に係るトラフィックデータの取得について、あらかじめ包括的に同意するものとします。<br>(c)～(o) （略） |
| z （略） | z （略） |
| aa 契約者は、次の内容についてあらかじめ包括的に同意するものとします。<br>(a) 当社は、WANセキュリティ（脅威検知機能、フローコレクター機能、ふるまい検知機能及びセキュリティヘルプデスクとします。以下、このaaにおいて同じとします。）の提供にあたり、契約者の通信に係るトラフィックデータ（IPアドレス、ポート番号、プロトコル及びアプリケーション層のデータ等をいいます。以下、このaaにおいて同じとします。）の内容を取得・閲覧・分析し、契約者のご利用状況におけるセキュリティ課題解決に向けた提案等に利用すること。<br>(b) （略） | aa 契約者は、次の内容についてあらかじめ包括的に同意するものとします。<br>(a) 当社は、WANセキュリティ（脅威検知機能、脅威情報共有機能、フローコレクター機能、ふるまい検知機能及びセキュリティヘルプデスクとします。以下、このaaにおいて同じとします。）の提供にあたり、契約者の通信に係るトラフィックデータの内容を取得・閲覧・分析し、契約者のご利用状況におけるセキュリティ課題解決に向けた提案等に利用すること。<br>(b) （略）<br>(c) 当社は、WANセキュリティにおける脅威情報共有機能の提供のために、(a)及び(b)の定めに加えて、提供者（トラフィックデータを脅威検知機能（予めその当社ルーター等又はお客さま自営ルーター等において利用があるものとします。）にて分析した結果の情報の提供に同意した契約者をいいます。以下、(1)「docomo business RINK セキュアドWAN」において同じとしま |

| Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】2026年7月30日現在 | |
|---|---|
| ～2026年7月29日 | 2026年7月30日～ |
| | す。）が予め承諾した受領者（当該分析した結果の情報を受領する契約者をいいます。以下、(1)「docomo business RINK セキュアドWAN」において同じとします。）に対して、提供者のトラフィックデータを脅威検知機能にて分析した結果の情報（提供者自らが共有を選択したルーターの情報に限ります。）の提供をすること。 |
| ab　WANセキュリティには、脅威検知機能、フローコレクター機能、ふるまい検知機能及びセキュリティヘルプデスクがあります。WANセキュリティに係る各機能の申込み方法等の詳細については、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めます。<br>(a)～(c)　（略） | ab　WANセキュリティには、脅威検知機能、脅威情報共有機能、フローコレクター機能、ふるまい検知機能及びセキュリティヘルプデスクがあります。WANセキュリティに係る各機能の申込み方法等の詳細については、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めます。<br>(a)～(c)　（略）<br>(d)　脅威情報共有機能には、次の機能があります。<br>(i)　脅威情報提供機能<br>提供者が、提供者のトラフィックデータを脅威検知機能（提供者ルーター等（提供者の当社ルーター等又はお客さま自営ルーター等をいいます。以下(d)から(f)において同じとします。）において予め利用があるものとします。）にて分析した結果の情報（脅威検知機能における検知ログであって、受領者への共有を目的に予め選択した提供者ルーター等のものに限ります。以下abにおいて「脅威情報」といいます。）について予め合意した受領者に提供できる機能<br><br>(ii)　脅威情報受領機能<br>受領者が、予め合意した提供者から脅威情報の共有を受領し閲覧できる機能<br><br>(e)　脅威情報共有機能に係る脅威情報の提供又は脅威情報の受領においては、予め提供者と受領者との間で１対１の合意の成立を要するものとします。<br>この場合において、提供者と受領者との間の１対１の合意は、提供者が受領者を指定した上で脅威情報の提供を申し出、受領者が脅威情報の受領を承諾することをもって成立とします。 |

| Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）　【現改比較表】2026年7月30日現在 | |
|---|---|
| ～2026年7月29日 | 2026年7月30日～ |
| | (f)　脅威情報共有機能には、次の提供条件があります。<br>(i)　提供者と受領者の両者間の合意により脅威情報共有に係るペアを構成するものとし、当社は、その１のペアごとに１の脅威情報共有機能を提供します。<br>　この場合において、提供者には１の脅威情報提供機能を、受領者には１の脅威情報受領機能を提供します。<br><br>(ii)　利用中の脅威情報共有機能（脅威情報提供機能に限ります。）の対象として、提供者が新たに提供者ルーター等を追加したいときは、脅威情報共有の対象として選択の上で改めて受領者に対して１対１の合意を申し出るものとします。<br><br>(iii)　提供者又は受領者は、脅威情報共有の対象として設定された提供者ルーター等について、その提供者ルーター等を選択の上で相手方の合意なく提供の終了又は受領の終了ができるものとします。<br>　この場合において、提供者又は受領者のいずれかがペアの対地テナント（ペアを構成する相手側のテナントをいいます。以下同じとします。）において、すべての提供者ルーター等を選択の上で提供の終了又は受領の終了をすることにより、当社は、そのペアに係る脅威情報共有機能を終了します。<br><br>(iv)　脅威情報共有機能（脅威情報提供機能に限ります。）の対象となっている提供者ルーター等において廃止があったときは、当社は、その提供者ルーター等に係る脅威情報共有機能の提供を終了します。<br><br>(v)　1の対地テナントにおいて、脅威情報共有の対象として設定されたすべての提供者ルーター等の脅威検知機能の停止が１の料金月に渡って行われたときは、当社は、その対地テナントのその料金月について、WANセキュリティ　脅威情報共有利用料を請求しません。<br>　ただし、その対地テナントにおいて１つでも提供者ルーター等に係る脅威検知機能の利用が再開したときは、当社はその料金月より脅威情報共有利用料の請求を再開します。 |

| Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】2026年7月30日現在 | |
|---|---|
| ～2026年7月29日 | 2026年7月30日～ |
| | (vi) 提供者が脅威情報共有の対象として設定している提供者ルーター等において脅威検知機能の停止又は終了があったときは、受領者においても、その提供者ルーター等に係る停止中又は終了後の脅威情報を閲覧することはできません。<br><br>(vii) 当社は、脅威情報共有機能に係る完全性及び可用性を保証するものではなく、それによって契約者に発生した損害については、責任を負いません。<br><br>(viii) 当社は脅威情報共有機能の利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。<br><br>(g) 脅威情報共有機能に係るその他の詳細は当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めます。 |
| (d)～(h) （略） | (h)～(l) （略） |
| ac～aj （略） | ac～aj （略） |
| B 料金算定方法等<br>(A) 利用料金<br>当社は、docomo business RINK セキュアドWANについて、次のとおり利用料金を適用します。<br>a （略） | B 料金算定方法等<br>(A) 利用料金<br>当社は、docomo business RINK セキュアドWANについて、次のとおり利用料金を適用します。<br>a （略） |
| b 当社が設定するdocomo business RINK セキュアドWANの利用料金は、次のとおりとします。<br>(a)～(k) （略）<br>(l)～(p) （略） | b 当社が設定するdocomo business RINK セキュアドWANの利用料金は、次のとおりとします。<br>(a)～(k) （略）<br>(l) WANセキュリティ 脅威情報共有利用料<br>(m)～(q) （略） |
| c～d （略） | c～d （略） |

| Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）　【現改比較表】2026年7月30日現在 | |
|---|---|
| ～2026年7月29日 | 2026年7月30日～ |
| e　1のテナントにおける利用料金は、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）の1の表に定める「従量上限（メニュー等の変更あり）」の場合の算定方法に基づき、そのテナントに属するリソースごとのメニュー等の態様に応じて適用します。<br>　ただし、次に掲げる利用料金については、この限りでありません。<br>(a)～(e)　（略）<br>(f)～(j)　（略） | e　1のテナントにおける利用料金は、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）の1の表に定める「従量上限（メニュー等の変更あり）」の場合の算定方法に基づき、そのテナントに属するリソースごとのメニュー等の態様に応じて適用します。<br>　ただし、次に掲げる利用料金については、この限りでありません。<br>(a)～(e)　（略）<br>(f)　WANセキュリティ　脅威情報共有利用料<br>(g)～(k)　（略） |
| f～j　（略） | f～j　（略） |
| k　1のテナントにおける利用料金（トラフィックレポート（フロー分析）利用料に限ります。）は、共通編料金表第1表に定める「月額固定」とします。 | k　1のテナントにおける利用料金（トラフィックレポート（フロー分析）利用料に限ります。）は、共通編料金表第1表に定める「月額固定」とします。<br>　この場合においてプランの変更があったときは、当社は、現に利用中のプランにかかわらず、その料金月で利用のあったプランのうち最も高額なプランの月額料金を適用します。 |
| l　kの場合においてプランの変更があったときは、当社は、現に利用中のプランにかかわらず、その料金月で利用のあったプランのうち最も高額なプランの月額料金を適用します。 | l　1のテナントにおける１の対地テナントごとのWANセキュリティ　脅威情報共有利用料は、共通編料金表第1表の1の表に定める「月額固定」とします。<br>　ただし、１の料金月において利用開始と利用廃止の複数回の実施によってWANセキュリティ　脅威情報共有機能の利用期間が複数回に分断される場合であっても、分断された回数によらず、その料金月に係る1カ月分の月額固定料金を適用します。 |
| m～s　（略） | m～s　（略） |
| (B)～(C)　（略） | (B)～(C)　（略） |

| Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）　【現改比較表】2026年7月30日現在 | |
|---|---|
| ～2026年7月29日 | 2026年7月30日～ |